

建築基準法における問い合わせの多い建築制限の数値
(田主丸町、北野町、城島町、三瀬町を除く地域)

- 注1** 平成29年4月1日時点の用途区分、建築制限を掲載しています。用途区分、建築制限は変更になることがあります。
注2 地区計画、建築協定、風致地区、高度利用地区等による建築制限は掲載していませんので、別途確認してください。
注3 異なる地域に日影を生じさせる場合は、それぞれ日影を生じせる地域の制限が適用されます。
注4 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域のため、建築の可否も含めて建築指導課(開発チーム)にご相談ください。

地 域		田主丸町、北野町、城島町、三瀬町を除く地域																		
都市計画		久留米小郡都市計画区域																		
用途地域		住第一種専用低層地域	住第二種専用低層地域	住第一種中高層地域	第一種居住地域	第二種居住地域	準居住地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	指定無し							
法52条第1～2項 容積率の限度	容積率	80%	100%	200%			400% 500%	200%		注4										
	道路幅員に乘じる数値	0.4				0.6				0.6										
法53条第1項 建ぺい率の限度		50%	60%			80%		60%		注4										
法53条の2 敷地面積の最低限度		165m ²	-									注4								
法54条 外壁の後退距離の限度		1m	-									注4								
法55条 建築物の高さの限度		10m	12m	-								注4								
法56条1項1号 道路斜線	勾配	1.25				1.5				1.5										
	適用距離	20m				20m 25m	20m		20m			20m								
法56条1項2号 隣地斜線	勾配	-	1.25			2.5				2.5										
	勾配に加える高さ	-	20m			31m				31m										
法56条1項3号 北側斜線	勾配	1.25	-									-								
	勾配に加える高さ	5m	-									-								
法56条の2 日影規制 注3	制限を受ける建築物	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物				-				-									
	平均地盤面からの高さ		1.5m	4m			-				-									
	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	4時間		5時間		-				-										
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	2.5時間		3時間		-				-										